

## 生産行程管理業務規程

作成日 平成 29 年 8 月 29 日

更新日 令和 4 年 4 月 1 日

### 1 作成者

住所(フリガナ)：(〒024-8501) <sup>イワテケンキタカミシヨシチョウ</sup>岩手県北上市 <sup>バン</sup>芳 <sup>ゴウ</sup>町 1 番 1 号

名称(フリガナ)： <sup>フタゴ</sup>二子さといも <sup>キョウギカイ</sup>協議会

代表者(管理人)の氏名：会長 渡邊 春彦

ウェブサイトのアドレス：http://www.city.kitakami.iwate.jp

### 2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 野菜類

区分に属する農林水産物等：さといも

### 3 農林水産物等の名称

名称(フリガナ)： <sup>フタゴ</sup>二子さといも、 <sup>フタゴ</sup>二子いものこ

### 4 明細書の変更

二子さといも協議会(以下、協議会という)は、法第16条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

### 5 明細書適合性の確認

#### (1) 品種及び栽培方法の確認

協議会は生産者に対して、生産行程管理適合性確認票(以下「確認票」という。)を作成させる。生産者は初出荷前までに協議会へ「確認票」を提出し、協議会はその記載内容を確認することで、品種及び栽培方法が遵守されているか否かを確認する。

また、協議会は茎が赤くなる概ね 8 月上旬以降、生産地内を巡回し二子地域由来の在来系統「二子いも」が栽培されているか否かを確認し、結果を記録する。

#### (2) 出荷規格・最終製品の確認

以下のとおり、協議会は出荷規格・最終製品の確認を行う。

① 農協出荷の場合、花巻農協二子さといも選果場で選果する際に確認を行う。

② 個人出荷者に対しては、出荷期間中に 1 回以上、現地確認を行う。

また、個人出荷業者は、出荷規格に従った出荷になっているか否かを確認した結果を「二子さといも出荷管理票」に記録し、毎年 2 月末までに協議会へ提出する。

なお、協議会は、明細書記載の品種、栽培方法及び出荷規格を遵守していないことが疑われる場合には、臨時に現地確認を行う。

### 6 明細書適合性の指導

#### (1) 品種及び栽培方法について

協議会は、明細書に記載された品種及び栽培方法を遵守していない生産者に対しては、警告を発し、是正を求める。なお、生産者が是正しない場合、協議会は、当該生産者に対して「二子さといも、二子いものこ」の名称及び登録標章の使用を一定期間禁止する。

(2) 出荷規格について

協議会は、明細書に記載された出荷規格を遵守していない生産者に対しては、警告を発し、是正を求める。なお、生産者が是正しない場合、協議会は、当該生産者に対して「二子さといも、二子いものこ」の名称及び登録標章の使用を一定期間禁止する。

(3) 講習会による指導

協議会は、研修会の機会を利用し、年に1回以上、全生産者に対し、明細書の内容（栽培方法、出荷規格等）について周知徹底を図る。

## 7 地理的表示等の使用の確認

(1) 以下のとおり、協議会は地理的表示等の使用の確認を行う。

① 花巻農協二子さといも選果場から出荷する際に、明細書に記載の各基準をすべて満たしているさといもについてのみ、地理的表示である「二子さといも、二子いものこ」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。その際、地理的表示が使用されている包材等についても確認する。

② 個人出荷者に対しては、出荷期間内に1回以上、現地において上記①と同様の確認を行う。また、個人出荷者は、販売の履歴、地理的表示及び登録標章の使用実績を「二子さといも出荷管理票」に記録し、毎年2月末までに協議会へ提出する。

(2) 協議会は、出荷の際に、以下のさといもがあるか否かを確認する。

① 明細書に記載の各基準のいずれかを満たしていないさといもであるにもかかわらず、地理的表示である「二子さといも、二子いものこ」及び登録標章が使用されているさといも。

② 地理的表示である「二子さといも、二子いものこ」のみが使用されているさといも。

③ 登録標章のみが使用されているさといも。

④ 地理的表示である「二子さといも、二子いものこ」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているさといも

## 8 地理的表示等の使用の指導

(1) 協議会は、花巻農協二子さといも選果場及び個人出荷場から出荷する際に、以下の表示を確認した場合は、「二子さといも、二子いものこ」の出荷を停止する。また、生産者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、当該生産者を除名することができるものとする。

① 明細書に記載の各基準のいずれかを満たしていないさといもであるにもかかわらず、地理的表示である「二子さといも、二子いものこ」及び登録標章を使用している場合。

② 地理的表示である「二子さといも、二子いものこ」のみを使用している場合。

③ 登録標章のみを使用している場合

④ 地理的表示である「二子さといも、二子いものこ」に類似する表示又は登録標章に類似する標章を使用している場合

(2) 講習会による指導

協議会は、研修会の機会を利用し、年に1回以上、全生産者に対し、地理的表示及び登録標章の使用について周知徹底を図る

## 9 実績報告書の作成等

